



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月13日（金） 第10379号

目次

	ページ
告 示	
○知事指定薬物の指定の失効（薬務課）	2
○土壌汚染対策法による区域の指定（環境保全課）	2
○特定計量器の定期検査の実施（産業政策課）	2
○道路の区域変更（道路管理課）	3
○都市計画事業の認可（都市整備課）	4
○宅地建物取引業法の規定による公開の聴聞（住宅政策課）	4
公 告	
○所在不分明通知（森林保全課）	5
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧（都市計画課）	5
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧（同）	6
○同	6
○同	6
○宅地建物取引業法第67条第1項の規定による公告（住宅政策課）	6
公安委員会規則	
○群馬県警察官及び群馬県警察交通巡視員に対する支給品及び貸与品に関する規則の一部を改正する規則（装備施設課）	7
内水面漁場管理委員会指示	
○漁業法第120条第1項の規定等による指示の一部改正	8
○同	8
○同	8
企業管理規程	
○群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程（発電課）	9
落 札	
○落札者等の決定（桐生特別支援学校）	10
○同（館林特別支援学校）	10

■ 告 示

◎群馬県告示第55号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月13日

群馬県知事 山本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名1SB-LSD）及びその塩類
- (2) 1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン（通称名3Cl-PCP、3-Chloro-PCP）及びその塩類
- (3) 4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン（通称名2me-PiHP、2me-PHiP、2-methyl- α -PiHP、2-methyl- α -PHiP）及びその塩類
- (4) プロパン-2-イル1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート（通称名Isopropoxate）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和8年3月14日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第56号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和8年3月13日

群馬県知事 山本 一 太

1 指定する区域 渋川市金井字大野2854番1の一部

2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 水銀及びその化合物

◎群馬県告示第57号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和8年3月13日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 安中市
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 (1) 定期検査を行う日時及び場所（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施する定期検査（以下「所在場所検査」という。）を除く。）

実施期日	実施時間	実施場所
令和8年4月14日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	安中公民館
令和8年4月15日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	松井田庁舎 南側車庫棟
令和8年4月16日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	原市公民館
令和8年4月17日	午前10時～正午	岩野谷公民館
令和8年4月20日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	安中市役所本庁 北側車庫棟
令和8年5月8日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	安中市役所本庁 北側車庫棟

備考

- (1) 一般社団法人群馬県計量協会にて検査を希望する受検者は事前連絡の上、対象となる特定計量器を持ち込むこと。
- (2) 計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。
- (2) 所在場所検査を行う日時、場所等
 - ア 特定計量器の所在の場所で検査を希望する受検者は、一般社団法人群馬県計量協会に検査を希望する日時及び場所を連絡し調整すること。
 - イ 特定計量器検定検査規則第39条第1項第5号に該当する場合を除き、受検者は、事前に、特定計量器検定検査規則第39条第2項に規定する様式第13による申請書を群馬県計量検定所に提出すること。
- 4 検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	渋川松井田線	安中市松井田町上増田字木馬瀬1840番の1地先から同市同字同1835番の3地先まで	前	9.2～15.8	133.6
			後	9.2～40.1	133.6

◎群馬県告示第59号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、伊勢崎都市計画事業を令和8年3月13日、次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月13日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 施行者の名称 伊勢崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 伊勢崎都市計画公園事業 3・3・4号 田部井天神沼公園
- 3 事業施行期間 令和8年3月13日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 なし
 - (2) 使用の部分 群馬県伊勢崎市田部井町一丁目地内

◎群馬県告示第60号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第1項の規定による行政処分について、法第69条第1項及び同条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和8年3月13日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 聴聞の日時及び場所
 - (1) 日時 令和8年3月25日（水）午前10時00分
 - (2) 場所 群馬県庁191会議室（19階）
- 2 聴聞の件名 宅地建物取引業者への指示に係る聴聞
- 3 不利益処分の内容 宅地建物取引業者への指示
- 4 根拠規定 法第65条第1項
- 5 聴聞の対象者
 - (1) 商号又は名称 協和産業株式会社
 - (2) 代表者氏名 北爪 英樹
 - (3) 事務所所在地 群馬県前橋市文京町四丁目22番25号
 - (4) 免許証番号 群馬県知事（16）第520号
 - (5) 免許年月日 令和5年7月26日

(6) 有効期間 令和5年7月27日から令和10年7月26日まで

6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 群馬県県土整備部住宅政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

■ 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林に指定する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を桐生市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和8年3月13日

群馬県知事 山本 一 太

1 保安林予定森林の所在場所及び登記済みの権利者

保安林予定森林の所在場所	登記済みの権利者	備考
桐生市黒保根町上田沢字吉野入1689、字吉野入向1700の1から1700の3まで、甲1701、乙1701	高澤 信之	
同	金子 健次	根抵当権者

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

桐生市黒保根町上田沢字西釜柿甲2126、乙2126、字吉野入1688・1689（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字吉野入向甲1701（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び桐生市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定予定告示 令和8年2月17日群馬県告示第38号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、藤岡都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月13日

群馬県知事 山本 一 太

1 都市計画の種類及び名称 藤岡都市計画用途地域 西部工業団地（第3期）地区、藤岡インターチェンジ西産

業団地（第2期）北地区及び藤岡インターチェンジ西産業団地（第2期）南地区

- 2 都市計画の変更年月日 令和8年2月27日
 - 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び藤岡市都市建設部都市計画課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、藤岡都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月13日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 藤岡都市計画地区計画 西部工業団地（第3期）地区
 - 2 都市計画の変更年月日 令和8年2月27日
 - 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び藤岡市都市建設部都市計画課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、藤岡都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月13日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 藤岡都市計画地区計画 藤岡インターチェンジ西産業団地（第2期）北地区
 - 2 都市計画の変更年月日 令和8年2月27日
 - 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び藤岡市都市建設部都市計画課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、藤岡都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月13日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 藤岡都市計画地区計画 藤岡インターチェンジ西産業団地（第2期）南地区
 - 2 都市計画の変更年月日 令和8年2月27日
 - 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び藤岡市都市建設部都市計画課
-

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）

第67条第1項の規定により、公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和8年3月13日

群馬県知事 山本 一 太

商号又は名称	代表者氏名	事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
エールホーム株式会社	北島慎介	群馬県伊勢崎市宮子町36 13番地13	群馬県知事 (2) 第7420号	令和3年11月16日

■ 公安委員会規則

群馬県警察官及び群馬県警察交通巡視員に対する支給品及び貸与品に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

群馬県公安委員会委員長 久保田 寿 栄

群馬県公安委員会規則第4号

群馬県警察官及び群馬県警察交通巡視員に対する支給品及び貸与品に関する規則の一部を改正する規則

群馬県警察官及び群馬県警察交通巡視員に対する支給品及び貸与品に関する規則（昭和45年群馬県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（給貸与品の管理）

第2条 群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成11年群馬県公安委員会規則第3号）第2条第2号に規定する所属の長（以下「所属長」という。）は、所属の警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）に対する支給品又は貸与品（以下「給貸与品」という。）に係る状況を別に定めるところにより管理するものとする。

第4条を次のように改める。

（私服勤務者の報告）

第4条 所属長は、別に定めるところにより、私服勤務者を本部長に報告するものとする。

第7条第3項中「使用期間の有無を確認のうえ、給貸与品カードに所定事項を記入し、現品とともに」を「別に定めるところにより、現品を」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条第1項中「き損し、又は滅失した」を「毀損し、若しくは滅失し、又は使用に著しい支障が生じた」に、「速やかに給貸与品滅失（き損）届（別記様式第5）により」を「別に定めるところにより、速やかに」に改め、同条第2項中「事故」を「原因」に、「別記様式第6」を「別記様式」に、「加入し、前項の給貸与品滅失（き損）届を添えて」を「記入し、別に定めるところにより」に改め、同条第3項中「き損にかかる場合は現物を添える」を「現品が残存するときは、当該現品を本部長に送付する」に改める。

別記様式第1から別記様式第5までを削る。

別記様式第6中「第 号」及び「」を削り、「

被支給（貸与）者階級氏名

」を「

被支給（貸与）者階級、氏名

」に、「

滅失（き損）の理由

」を「

申請の理由

」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 内水面漁場管理委員会指示

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示 1号

漁業法第120条第1項の規定等による指示（令和4年群馬県内水面漁場管理委員会指示第1号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月13日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

2中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示 2号

漁業法第120条第1項の規定等による指示（令和4年群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月13日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

2中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示 3号

漁業法第120条第1項の規定等による指示（令和4年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月13日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

2中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年3月13日

群馬県立桐生特別支援学校長 齋藤由香

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 群馬県立桐生特別支援学校スクールバス運行業務委託 1路線
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立桐生特別支援学校職員室 群馬県桐生市菱町二丁目1955番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年2月17日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 赤城観光自動車株式会社 群馬県みどり市大間々町大間々616番地
- 5 随意契約に係る契約金額 55,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年3月13日

群馬県立館林特別支援学校長 岡田明子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 群馬県立館林特別支援学校スクールバス運行業務委託 3路線
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立館林特別支援学校事務室 群馬県館林市上三林町579-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年2月13日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 有限会社 北関東観光 群馬県邑楽郡邑楽町篠塚1297-1
- 5 随意契約に係る契約金額 196,196,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111